

告示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
県道 さいたま栗橋線	上尾市大字原市地先から北足立郡伊奈町栄四丁目地先まで
〃 さいたま菖蒲線	上尾市大字原市地先から同市大字原市地先まで
〃 〃	上尾市大字原市地先から北足立郡伊奈町西小針七丁目地先まで
〃 川越栗橋線	桶川市大字川田谷地先から同市大字五丁台地先まで
〃 東松山鴻巣線	鴻巣市大字滝馬室地先から同市天神一丁目地先まで
〃 鴻巣羽生線	鴻巣市宮地三丁目地先から同市大字広田地先まで
〃 東松山桶川線	北本市荒井一丁目地先から同市荒井一丁目地先まで
〃 川口上尾線	上尾市日の出三丁目地先から同市日の出三丁目地先まで
〃 加須鴻巣線	鴻巣市大字笠原地先から同市天神三丁目地先まで
〃 川越上尾線	上尾市大字平方地先から同市愛宕二丁目地先まで
〃 さいたま鴻巣線	北本市石戸宿一丁目地先から同市荒井二丁目地先まで
〃 〃	鴻巣市人形一丁目地先から鴻巣市本町八丁目地先まで
〃 行田東松山線	鴻巣市大字下忍地先から同市大字鎌塚地先まで
〃 上尾久喜線	上尾市大字西門前地先から北足立郡伊奈町大字羽貫地先まで
〃 鴻巣桶川さいたま線	北本市深井二丁目地先から上尾市栄町地先まで

〃	〃	鴻巣市神明一丁目地先から同市本町六丁目地先まで
〃	福田鴻巣線	鴻巣市筑波二丁目地先から同市大字袋地先まで
〃	蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町栄三丁目地先から同郡同町大字小室地先まで
〃	下石戸上菖蒲線	北本市荒井一丁目地先から同市本宿五丁目地先まで
〃	上尾環状線	上尾市東町二丁目地先から北足立郡伊奈町大字小室地先まで
〃	〃	上尾市緑丘三丁目地先から同市緑丘三丁目地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日